

佐賀県告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安施設地区の指定をする予定である旨通知があった。

令和5年1月17日

佐賀県知事 山口 祥 義

1 保安施設地区の予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱34号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱34号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱35号から標柱85号までを順次結んだ線及び標柱35号と標柱85号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

西松浦郡有田町北ノ川内字開田丙1921番2から1921番4まで、丙1923番、丙1924番、丙1925番1、丙1925番2、丙1926番から丙1928番まで、丙1932番、丙1933番2、丙1934番1、丙1934番2、丙1935番2、丙1935番3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4 指定の有効期間

3年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県農林水産部森林整備課及び有田町農林課に備え置いて縦覧に供する。）